

第27回北斗市農業委員会総会議事録

令和3年 5月27日 開催

北斗市農業委員会

招 集 年 月 日	令和3年 5月27日					
招 集 場 所	北斗市総合分庁舎 3階 大会議室					
委員の出欠状況 (出席 14名) (欠席 0名)	1番	澤 田 亨	出席	8番	佐々木 敬子	出席
	2番	佐々木 秀樹	出席	9番	中 川 哲	出席
	3番	岡 村 栄士	出席	10番	吉 田 勝幸	出席
	4番	落 合 修	出席	11番	笠 原 勝幸	出席
	5番	時 田 孝喜	出席	12番	山 田 長政	出席
	6番	加 藤 隆	出席	13番	椛 澤 健一	出席
	7番	山 本 正人	出席	14番	和 田 勝雄	出席
本会議に職務のため出席した者の職氏名	北斗市農業委員会 事務局長 吉 田 賢 一 係 長 大 森 千 里 主 任 佐 藤 優 哉					

<p>会長提出議案</p>	<p>報告第1号 農地法第3条の規定による届出について</p> <p>報告第2号 農地所有適格法人の設立について</p> <p>報告第3号 農地移動適正化あっせん申出の取下げについて</p> <p>報告第4号 土地の現況証明調査委員の変更について</p> <p>報告第5号 国有地の農地判定に係る照会について</p> <p>議案第1号 土地の現況証明書の交付について</p> <p>議案第2号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について</p> <p>議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について</p> <p>議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）の決定について</p> <p>議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）の決定について</p> <p>議案第7号 農地移動適正化あっせんの申出について</p> <p>議案第8号 土地の現況証明調査委員の指名について</p> <p>議案第9号 令和2年度の活動点検評価及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について</p>
<p>委員提出議案等の標題</p>	

第 27 回北斗市農業委員会総会議事日程

開議 令和 3 年 5 月 27 日 午後 5 時 57 分

- | | | |
|--------|--|-----------|
| 日程第 1 | 会議録署名委員の指名について | |
| 日程第 2 | 会期の決定について | |
| 日程第 3 | 農地法第 3 条の規定による届出について | (報告第 1 号) |
| 日程第 4 | 農地所有適格法人の設立について | (報告第 2 号) |
| 日程第 5 | 農地移動適正化あっせん申出の取下げについて | (報告第 3 号) |
| 日程第 6 | 土地の現況証明調査委員の変更について | (報告第 4 号) |
| 日程第 7 | 国有地の農地判定に係る照会について | (報告第 5 号) |
| 日程第 8 | 土地の現況証明書の交付について | (議案第 1 号) |
| 日程第 9 | 農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について | (議案第 2 号) |
| 日程第 10 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について | (議案第 3 号) |
| 日程第 11 | 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について | (議案第 4 号) |
| 日程第 12 | 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）の決定について | (議案第 5 号) |
| 日程第 13 | 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）の決定について | (議案第 6 号) |
| 日程第 14 | 農地移動適正化あっせんの申出について | (議案第 7 号) |
| 日程第 15 | 土地の現況証明調査委員の指名について | (議案第 8 号) |
| 日程第 16 | 令和 2 年度の活動点検評価及び令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について | (議案第 9 号) |

第 2 7 回北斗市農業委員会総会議決結果表

令和 3 年 5 月 2 7 日

番号	番号 報告・議案	件 名	提出者	議決 結果	備考
1	報告第 1 号	農地法第 3 条の規定による届出について	会長	報告済	3 件
2	報告第 2 号	農地所有適格法人の設立について	会長	報告済	1 件
3	報告第 3 号	農地移動適正化あっせん申出の取下げについて	会長	報告済	3 件
4	報告第 4 号	土地の現況証明調査委員の変更について	会長	報告済	1 件
5	報告第 5 号	国有地の農地判定に係る照会について	会長	報告済	1 件
6	議案第 1 号	土地の現況証明書の交付について	会長	決定	6 件
7	議案第 2 号	農地法第 1 8 条の規定による合意解約通知の 成立状況の確認について	会長	決定	1 0 件
8	議案第 3 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	会長	決定	4 件
9	議案第 4 号	農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による 農用地利用集積計画（所有権移転）の決定 について	会長	決定	8 件
1 0	議案第 5 号	農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による 農用地利用集積計画（賃貸借）の決定につ いて	会長	決定	1 9 件
1 1	議案第 6 号	農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による 農用地利用集積計画（使用貸借）の決定につ いて	会長	決定	2 件
1 2	議案第 7 号	農地移動適正化あっせんの申出について	会長	決定	3 件
1 3	議案第 8 号	土地の現況証明調査委員の指名について	会長	決定	—
1 4	議案第 9 号	令和 2 年度の活動点検評価及び令和 3 年度の 目標及びその達成に向けた活動計画について	会長	決定	1 件

第27回北斗市農業委員会総会

(午後 5時57分 開会)

<p>(開会宣言) 和田会長</p>	<p>本日は、第27回北斗市農業委員会総会に御出席、夜分ということで大変お忙しい中をお集まりくださりましてありがとうございます。田植えのほうも、中間農家の方々であれば田植えが終わったということで、大農家などではまだ残っているというような状況でございます。今週は、寒さがあつたり暖かかったりで、ちょっと天候不順の傾向があるような気がいたします。</p> <p>まして、最近コロナで北海道もすごい人数が出て、全国一位を争っているような状況の中であります。函館市は、今日も出ていますので皆さんも注意していただきたいと思えます。</p> <p>野菜の価格とかについては、皆さん各自で出荷されている方もいると思えますし、農協のほうの話でほとんど値段の状況というのは伝わっていると思えます。あと、田んぼのほうが順調に終わって一段落すれば大変嬉しいことでもあります。</p> <p>夜分なので、スムーズに総会を進めていきたいと思えます。</p> <p>本日は、報告5件、議案9件であります。</p> <p>御審議のほどよろしくお願い申し上げまして、簡単ですが挨拶いたします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>委員の動向をお知らせいたします。</p> <p>本日は、全委員が出席しております。</p> <p>北斗市農業委員会会議規則第7条では、「会長は、会議の議長となり議事を整理する」こととなっておりますので、この後の議事については和田会長が進行いたします。よろしく願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、早速、会議を始めさせていただきます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に印刷配布のとおりであります。直ちに日程に入ります。</p>
<p>日程第1 議長</p>	<p>日程第1 本日の会議録署名委員を指名いたします。</p> <p>議席番号3番岡村栄士委員、議席番号5番時田孝喜委員の両名を指名いたします。</p>
<p>日程第2 議長</p>	<p>日程第2 会期の決定についてをお諮りいたします。</p> <p>本総会の会期は、本日1日と決定することに御異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>御異議なしと認め、本総会は本日1日と決定いたしました。</p>

<p>日程第3 議長</p>	<p>日程第3 報告第1号「農地法第3条の規定による届出について」を議題といたします。 番号1から番号3までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。</p>
	<p>(事務局：朗読)</p>
<p>議長</p>	<p>事務局長より説明があります。</p>
<p>事務局長</p>	<p>御説明いたします。</p>
	<p>農地法第3条の3第1項の規定によりまして、農地又は採草放牧地について、相続等により権利を取得した者は農業委員会に届け出ることとなっております。</p> <p>番号1につきましては、大野保育園より北側などの農地でございます。番号2につきましては、大工川会館より西側などの農地でございます。番号3につきましては、清川寺より南西側などの農地でございます。これらの届け出につきましては、北斗市農業委員会事務専決規程に基づき専決処分しましたことを御報告するものでございます。</p> <p>なお、番号1の本郷部分につきましては、この後の議案第4号(所有権移転)の決定において御審議いただく予定となっております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p>
	<p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>御異議がありませんので、本件は報告済みといたします。</p>
<p>日程第4 議長</p>	<p>日程第4 報告第2号「農地所有適格法人の設立について」を議題といたします。</p>
	<p>番号1を上程いたします。 事務局に朗読させます。</p>
	<p>(事務局：朗読)</p>
<p>議長</p>	<p>事務局長より説明があります。</p>
	<p>御説明いたします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>本件に関しましては、これまで水稻や長ネギ生産を主とした経営をしておりましたが、現在の経営状況及び今後を見越したところ、法人化し経営上・制度上のメリットを受け、経営基盤を確立した農業経営に取り組みたいという考えのもと、農地所有適格法人の届け出があったものでございます。</p>
	<p>提出のありました法人設立届出書を確認しましたところ、農地所</p>

	<p>有資格法人としての要件は満たしております。</p> <p>なお、耕作地につきましては、この後の議案第3号農地法第3条の規定による許可申請において御審議いただく予定となっております。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>御異議がありませんので、本件は報告済みといたします。</p>
日程第5	
議 長	<p>日程第5 報告第3号「農地移動適正化あっせん申出の取下げについて」を議題といたします。</p> <p>番号1から番号3までを一括上程いたします。</p> <p>事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議 長	<p>事務局長より説明があります。</p>
事務局長	<p>御説明いたします。</p> <p>番号1につきましては、令和2年2月総会においてあっせんの申出がされておりましたが、貸借先が決まったことから取り下げるものでございます。番号2につきましては、平成22年5月総会においてあっせんの申出がされておりましたが、売買先が決まったことから取り下げるものでございます。番号3につきましては、令和3年4月総会においてあっせんの申出がされておりましたが、売買先が決まったことから取り下げるものでございます。</p> <p>なお、この3案件につきましては、この後の議案第4号（所有権移転）、議案第5号（賃貸借）の決定において御審議いただく予定となっております。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>御異議がありませんので、本件は報告済みといたします。</p>
日程第6	
議 長	<p>日程第6 報告第4号「土地の現況証明調査委員の変更について」を議題といたします。</p> <p>事務局に朗読させます。</p>

	(事務局：朗読)
議 長	朗読が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。
	(「異議なし」の声あり)
議 長	御異議がありませんので、本件は報告済みといたします。
日程第7	
議 長	日程第7 報告第5号「国有地の農地判定に係る照会について」を議題といたします。 事務局に朗読させます。
	(事務局：朗読)
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	御説明いたします。 本件に関しましては、法務局の登記がない無番地の国有地に隣接する土地の所有者より当該国有地の売払申請が出されたことから、函館財務事務所より農地判定に係る照会があったものでございます。 この照会を受け、現地確認を農地巡回指導日に合わせて実施したところ、当該地の両側が住宅に挟まれた宅地状態になっていること、その他部分は雑種地化していることから、農地ではないとの判断。また、申請者は現在農地を所有していないことから3条資格者ではないが、当該地は農地ではないため農地法上の問題がないことについて回答していることを御報告するものでございます。 以上でございます。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。
	(「異議なし」の声あり)
議 長	御異議がありませんので、本件は報告済みといたします。
日程第8	
議 長	日程第8 議案第1号「土地の現況証明書の交付について」を議題といたします。 番号1から番号6までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。
	(事務局：朗読)
議 長	朗読が終わりましたので、調査委員を代表いたしまして、加藤隆委員より報告をお願いいたします。

<p>加藤委員</p>	<p>5月12日の日に、調査委員は私と山田委員、佐々木委員、澤田委員、それと事務局からの2名で現地を見てきました。</p> <p>番号1ですけれども、当該地は申請のとおり雑種地化しており、農地として利用することは困難と判断し農地採草放牧地以外と認定する。番号2ですけれども、当該地は申請のとおり山林化しており、農地として利用することは困難と判断し農地採草放牧地以外と認定する。番号3ですけれども、当該地は申請のとおり宅地化しており、農地として利用することは困難と判断し農地採草放牧地以外と認定する。番号4ですけれども、当該地は申請のとおり山林化しており、農地として利用することは困難と判断し農地採草放牧地以外と認定する。番号5ですけれども、当該地は申請のとおり宅地化しており、農地として利用することは困難と判断し農地採草放牧地以外と認定する。番号6ですけれども、白川243-5は申請のとおり宅地化、白川246-3は原野化しており、農地として利用することは困難と判断し農地採草放牧地以外と認定する。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>報告が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。</p>
<p>日程第9 議 長</p>	<p>日程第9 議案第2号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。</p> <p>番号1から番号10までを一括上程いたします。</p> <p>事務局に朗読させます。</p>
<p>議 長</p>	<p>(事務局：朗読)</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局長より説明があります。</p>
<p>事務局長</p>	<p>御説明いたします。</p> <p>本件に関しましては、合意による解約が引き渡し期限の6カ月以内に行われていることが要件となっております。解約合意と引き渡しが同日で行われ、通知されておりますので問題ないと考えられます。</p> <p>なお、番号4以外の案件につきましては、この後の議案第3号農地法第3条の規定による許可申請、議案第4号（所有権移転）及び議案第5号（賃貸借）の決定において御審議いただく予定となっております。</p> <p>以上、よろしく御審議願います。</p>
<p>議 長</p>	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>13番椛澤委員。</p>

梶澤委員	<u>個人名</u> さんは、最終的にどのくらいまで面積を減少する予定なん でしょうか。
議 長	事務局長。
事務局長	お答えいたします。 面積的な部分は、今ここに持ち合わせてはいいないのですけども、 今回あがった案件以外につきましては、 <u>地区名</u> から以北の部分と <u>地 区名</u> のほうを今後解約なりしていきたいというような意向があるよ うでございます。まだ、正式な文書が来ておりませんので、どのく らいというものはお話することはできないのですけども、徐々に 規模は縮小していきたいというお話を伺っているところでございま す。 以上でございます。
議 長	よろしいですか。
梶澤委員	はい。それはわかりました。
議 長	他にございせんか。なければ、本件は原案のとおり決定いたし ます。
日程第10 議 長	日程第10 議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請に ついて」を議題といたします。 番号1から番号4までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。 (事務局：朗読)
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	御説明いたします。 番号1につきましては、大工川会館より北側の農地で、所有する 農地を本年2月に新規就農した方に売買するものでございます。番 号2につきましては、千代田橋より南西側の農地、東開発神社より 南側などの農地。また、番号3及び番号4につきましては東開発神 社より南側の農地で、先ほどの報告第2号で報告いたしました農地 所有適格法人に対しまして貸し付けするものでございます。 以上、よろしく御審議願います。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたし ます。 (「異議なし」の声あり)
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。

<p>日程第 1 1 議 長</p>	<p>日程第 1 1 議案第 4 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について」を議題といたします。 番号 1 から番号 7 までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>（事務局：朗読）</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局長より説明があります。</p>
<p>事務局長</p>	<p>御説明いたします。 番号 1 につきましては、新函館北斗駅より北東側の農地でございます。平成 2 3 年 8 月よりこの土地を耕作してきました方へ売買するものでございます。番号 2 につきましては、特別養護老人ホーム清華園より北西側の農地でございます。隣接地を耕作する方へ売買するものでございます。番号 3 につきましては、有限会社佐々木農機より西側の農地でございます。近接地を耕作する方へ売買するものでございます。番号 4 につきましては、南大野会館より北東側の農地でございます。令和 2 年 2 月よりこの土地を耕作してきました方へ売買するものでございます。番号 5 につきましては、J R 北海道函館変電所より東側の農地でございます。近接地を耕作する方へ売買するものでございます。番号 6 につきましては、文月地蔵堂より東側の農地でございます。隣接地を耕作する方へ売買するものでございます。番号 7 につきましては、大野保育園より北側の農地でございます。隣接地を耕作する方へ売買するものでございます。 以上、よろしく御審議願います。</p>
<p>議 長</p>	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。 1 3 番 梶澤委員。</p>
<p>梶澤委員</p>	<p>番号 3、個人名さんの買った土地、これの現況は低木だとか入っているところでしょうか。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局佐藤主任。</p>
<p>佐藤主任</p>	<p>梶澤委員の御質問にお答えしたいと思います。 番号 3 につきましては、現在、遊休農地に認定されている箇所でありまして、現状は農地としてはちょっと見えないような場所となっております。譲受人につきましてはこの土地を重機等を使って耕作放棄地を解消するというような形で営農を進めるというような話を私のほうでお伺いしておりました。 以上になります。</p>
<p>議 長</p>	<p>よろしいですか。</p>

<p>梶澤委員</p>	<p>1 3 番 梶澤委員。 ちゃんとやってくれるのであれば。わかりました。</p>
<p>議 長</p>	<p>他にございませんか。なければ、本件は原案のとおり決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>次の番号 8 の案件につきましては、5 番時田委員が北斗市農業委員会会議規則第 2 5 条の規定により、「議事参与の制限」の対象となりますので退席を求めます。 (時田委員 退席)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、番号 8 を上程いたします。 事務局に朗読させます。 (事務局：朗読)</p>
<p>事務局長</p>	<p>事務局長より説明があります。 御説明いたします。 番号 8 につきましては、函館育ちライスターミナルより南東側の農地でございまして、近接地を耕作する方へ売買するものでございます。 以上、よろしく御審議願います。</p>
<p>議 長</p>	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。 (「異議なし」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。 (時田委員 復席)</p>
<p>日程第 1 2 議 長</p>	<p>日程第 1 2 議案第 5 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）の決定について」を議題といたします。 番号 1 から番号 1 8 までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。 (事務局：朗読)</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局長より説明があります。</p>
<p>事務局長</p>	<p>御説明いたします。 番号 1 及び番号 2 につきましては、白川コミュニティセンターより北側の農地で、労働力不足のため規模拡大を図ろうとする方へ貸</p>

	<p>すものでございます。番号3につきましては、JA新はこだて本店より東側の農地で、遠隔地のため近接地を耕作する方へ貸すものでございます。番号4につきましては、複合型施設いなほより東側などの農地で、労働力不足のため隣接地を耕作する方へ貸すものでございます。番号5につきましては、複合型施設いなほより東側の農地で、労働力不足のため隣接地を耕作する方へ貸すものでございます。番号6につきましては、北斗茂辺地ICより南側の農地で、労働力不足のため近接地を耕作する方へ貸すものでございます。番号7につきましては、八郎沼パークゴルフ場より南東側の農地で、遠隔地のため規模拡大を図ろうとする方へ貸すものでございます。番号8につきましては、大野農業高等学校より南側などの農地で、労働力不足のため規模拡大を図ろうとする方へ貸すものでございます。番号9につきましては、文月地蔵堂より北西側の農地で、労働力不足のため規模拡大を図ろうとする方へ貸すものでございます。番号10及び番号11につきましては、北斗消防署北分署より北東側の農地で、労働力不足のため近接地を耕作する方へ貸すものでございます。番号12につきましては、JA新はこだて本店より南東側の農地で、労働力不足のため近接地を耕作する方へ貸すものでございます。番号13につきましては、清水川会館より東側などの農地で、労働力不足のため規模拡大を図ろうとする方へ貸すものでございます。番号14につきましては、茂辺地小中学校より北西側の農地で、労働力不足のため隣接地を耕作する方へ貸すものでございます。番号15につきましては、茂辺地パークゴルフ場より北側の農地で、労働力不足のため隣接地を耕作する方へ貸すものでございます。番号16につきましては、北海道新幹線渡島当別トンネルより北西側の農地で、労働力不足のため近接地を耕作する方へ貸すものでございます。番号17につきましては、しま菌床きのこセンターより西側の農地で、引き続き5年の期間を設定し賃貸借するものでございます。番号18につきましては、中野さけ・ますふ化場より南西側の農地で、引き続き5年の期間を設定し賃貸借するものでございます。</p> <p>以上、よろしく御審議願います。</p>
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。
	12番山田委員。
山田委員	今回の賃貸借の案件が19件もありました。これ、農家の高齢化で、労働力不足で賃貸借する訳ですけど、この面積は今回だけで幾らくらいになっているんですか。
議 長	事務局長。
事務局長	時間をお掛けしまして申し訳ございません。
	今の19件の合計でいきますと、約15町の面積になります。
	以上でございます。
議 長	12番山田委員。

山田委員	<p>大体15町の賃貸借ということですが、これ段々増えてきていますよね、はっきり言って。何とか農家を留めるといふか、そういう施策っていうのはないもんですかね。</p> <p>そんなに真剣に考えなくてもいいです。</p> <p>(「貸す側のほう」との声あり)</p>
議 長	<p>貸す側のほうを見ると、やはり高齢化という波があるということです。これからは、何とも言えないと思います。</p>
議 長	<p>事務局長。</p>
事務局長	<p>水稻とか麦とか、大豆だとかをやられている方は規模を拡大という意向はあると思うんですけど、昨年からの賃貸借とか所有権移転の部分の関係で見えますと大分規模拡大になってきている方が何名かいるのですけれども、その方々の資金力ですとか労働力を考えますと、これ以上大幅にその方へ借りてもらえないかということとはなかなか難しいところがあると思いますので、そういった土地が出た場合は農業委員さんと最適化推進委員さん中心に、できれば地区内で借りていただける方を探していただくことに御尽力いただければと、地区内にいなければ隣の地区でも構いませんので、そういった借りてくれる方の人探し、そういうものを農業委員さんと最適化推進委員さんでこれまで以上の仕事量になるかもしれませんけれども、そういった部分で御尽力を願えればと思っております。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>12番山田委員。</p>
山田委員	<p>農家が大規模化して大きくなるのは、それはいいことです。だけど、農家個人としては農家戸数が減るといふのは非常に困ります。農業が衰退するのではないかと思います。これでやめます。</p>
議 長	<p>山田委員の意見は大変重要でございますので、委員協議会で少しお話ししたいと思います。</p>
議 長	<p>他にございませんか。なければ、本件は原案のとおり決定いたします。</p> <p>続きまして、番号19は私の案件でございますので、澤田職務代理と議長を交代いたします。退席させていただきます。</p> <p>(議長交代)</p>
澤田職務代理	<p>次の番号19の案件につきましては、14番和田委員が北斗市農業委員会会議規則第25条の規定により、「議事参与の制限」の対象となりますので退席を求めます。</p> <p>(和田委員 退席)</p>

澤田職務代理	<p>それでは、番号19を上程いたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
澤田職務代理 事務局長	<p>事務局長より説明があります。</p> <p>御説明いたします。 番号19につきましては、細入会館より東側の農地で、労働力不足のため近接地を耕作する方へ貸すものでございます。 以上、よろしく御審議願います。</p>
澤田職務代理	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
澤田職務代理	<p>御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。</p> <p>(和田委員 復席)</p>
澤田職務代理	<p>和田会長と議長を交代いたします。</p> <p>(議長交代)</p>
日程第13 議長	<p>日程第13 議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画(使用貸借)の決定について」を議題といたします。 番号1及び番号2を一括上程いたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議長	<p>事務局長より説明があります。</p>
事務局長	<p>御説明いたします。 番号1につきましては、北斗茂辺地ICより南側の農地で、労働力不足のため隣接地を耕作する方へ使用貸借するものでございます。 番号2につきましては、函館育ちライスターミナルより北側の農地で、引き続き10年の期間を設定し使用貸借するものでございます。 以上、よろしく御審議願います。</p>
議長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。</p>
<p>日程第14 議 長</p>	<p>日程第14 議案第7号「農地移動適正化あっせんの申出について」を議題といたします。 番号1から番号3までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
<p>議 長</p>	<p>朗読が終わりましたので、あっせん委員を指名いたします。 番号1につきましては、議席番号5番時田孝喜委員、議席番号8番佐々木敬子委員、補助委員として鹿角昭夫推進委員を。番号2につきましては、議席番号1番澤田亨委員、議席番号6番加藤隆委員、補助委員として加藤美智子推進委員を。番号3につきましては、議席番号4番落合修委員、議席番号13番椛澤健一委員、補助委員として大山正志推進委員を指名することにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>御異議なしと認め、本件は指名のとおり決定いたします。 あっせん委員に指名された方は、よろしく願いいたします。</p>
<p>日程第15 議 長</p>	<p>日程第15 議案第8号「土地の現況証明調査委員の指名について」を議題といたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
<p>議 長</p>	<p>朗読が終わりましたので、調査委員を指名いたします。 議席番号2番佐々木秀樹委員、議席番号7番山本正人委員、議席番号11番笠原勝幸委員、議席番号13番椛澤健一委員の、以上4名を指名することに御異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>御異議なしと認め、本件は指名のとおり決定いたします。</p>
<p>日程第16 議 長</p>	<p>日程第16 議案第9号「令和2年度の活動点検評価及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」を議題といたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>

<p>議 長</p> <p>事務局長</p>	<p>事務局長より説明があります。</p> <p>御説明いたします。</p> <p>令和2年度の活動点検評価及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画につきましては、農林水産省通知の農業委員会の適正な事務実施についてによりまして、6月末までにホームページにより公表し北海道を通じて農林水産省に報告することとなっておりますので御審議いただくものでございます。</p> <p>初めに、令和2年度の目標及び達成に向けた活動の点検・評価について御説明いたします。</p> <p>I 農業委員会の状況についてですが、1 農業の概要のすぐ下の表内の耕地面積、遊休農地面積、農地台帳面積及び中段右にある表の認定農業者、基本構想水準到達者、認定新規就農者、さらに2 農業委員会の現在の体制、新制度に基づく農業委員会の数値は、令和3年3月31日現在の数値となっております。認定農業者については220名で前年比1名の減。基本構想水準到達者は358名で前年比8名の減。新規就農者は7名で前年比1名の増となっております。そのほかの数値につきましては、2015年農林業センサスの数値となっております。</p> <p>1枚めくっていただきまして、25ページ左側II担い手への農地の利用集積・集約化についての、2令和2年度の目標及び実績でございますが、集積目標3,630ha対しまして集積実績が3,486haとなり、集積目標を達成することができませんでした。</p> <p>次に、同じページの右側III新たに農業経営を営もうとする者の参入促進の、2令和2年度の目標及び実績でございますが、参入目標を2経営体と見込んでおりましたが、常盤町にお住いの石崎さんが本年1月に研修を終えたのですが、耕作地の取得がずれ込んだため新規参入扱いとはならず、文月地区でワイン用ブドウを栽培しているDUE PUNTI(株)さんのみの就農となり、参入目標を達成することができませんでした。</p> <p>1枚めくっていただきまして、26ページ左側IV遊休農地に関する措置に関する評価の2令和2年度の目標及び実績ですが、解消目標2ha対しまして解消実績が0.5haで、解消目標を達成することができませんでした。</p> <p>次に、同じページの右側V違反転用への適正な対応ですが、違反転用については、農業委員及び推進委員の皆さんとの農地巡回指導等によりまして、発生がありませんでした。</p> <p>1枚めくっていただきまして、27ページにはVI農地法等によりその権限に属された事務に関する点検でございますが、1農地法第3条に基づく許可事務の件数は29件。2農地転用に関する事務、いわゆる農地法第4条及び第5条の許可になりますが、件数は5件。3農地所有適格法人からの報告への対応でございますが、市内には13法人ございまして、すべての法人から報告書が提出されております。</p> <p>これ以降につきましては、記載のとおりでございます。</p> <p>続きまして29ページ、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について御説明いたします。</p>
------------------------	---

I 農業委員会の状況についてでございますが、先ほど説明いたしました令和2年度の活動と点検・評価で記載したものが令和3年3月31日現在で、ここに記載している数値が令和3年4月1日現在ということで、1日しか違いがありませんので同じ数値になっております。

1枚めくっていただきまして、30ページ左側II担い手への農地の利用集積・集約化についての、2令和3年度の目標及び活動計画でございますが、これまでの集積実績及び集積率を勘案しまして、集積目標面積を3,496haとしております。その下のIII新たな農業経営を営もうとする者の参入促進についてでございますが、本年1月に研修を終えた石崎さんの1経営体を参入目標としております。

次に、同じページの右側IV遊休農地に関する措置についてでございますが、解消がなかなか難しくなっているのが現状ではございますが、1haの解消を目標としております。その下のV違反転用への適正な対応についてでございますが、引き続き農業委員及び推進委員の皆様との農地巡回指導や農業委員会だよりなどによる啓発活動を実施してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしく御審議願います。

議長

朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。

(「異議なし」の声あり)

議長

御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。

議長

以上で、本日の全日程を終了いたしました。
これもちまして、第27回北斗市農業委員会総会を閉会いたします。
御苦勞様でございました。

(午後 7時11分 閉会)

会長(議長) 和田勝雄

署名委員 岡村栄士

〃 時田孝喜